



新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う三豊市事業者等応援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している市内の中小企業者等の事業の継続を支援するため給付金を給付します。

対象者

令和元年以前から事業により収入を得ており、今後も事業継続する意思がある市内に事業所や店舗を有する中小企業者、農林漁業者を含む小規模事業主等で、次の要件を全て満たす場合に給付。

<要件>

- (1) 前年の事業収入が 100 万円以上あること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 3 月から 12 月までの事業収入のうち、前年同月比で 30%以上、かつ、10 万円以上の減少があること。

給付額

- 法人 従業者数に応じて上限 30 万円～50 万円
- 個人事業主 上限 20 万円 ※一事業者につき 1 回まで

必要書類

1. 三豊市事業者等応援給付金交付申請書（様式第 1 号）
2. 対象月の属する事業年度の直前の事業年度における事業収入が確認できる確定申告書の写し
3. 対象月の事業収入が確認できる帳簿等
4. 市の区域内に事業所又は店舗があることが確認できる書類
市内に事業所があることがわかる書類（市外に本社がある事業者等）
（例）営業許可書の写し、ホームページの写し、電話帳の写し、事業所の写真、ゼンリン地図など
5. 誓約書（様式第 2 号）
6. 法人の場合は、従業者数が確認できる書類及び法人名義（又は代表者名義）の預貯金通帳の写し
7. 個人事業主の場合は、申請者名義の預貯金通帳及び本人確認書類（運転免許証等）の写し
8. 請求書（様式第 4 号）

申請期限

令和 3 年 1 月 29 日（金）当日消印有効

【問合せ先】三豊市総務部新型コロナウイルス対策課
電話：(0875) 73-3034
E mail：covid-19@city.mitoyo.lg.jp